

# かごしまの食販売促進強化事業のうち 希少性果物販売促進活動支援事業実施要領

## 第1 目的

県内で生産される高品質で希少性のある果物（以下、「希少性果物」という）の生産者等が行う販売促進活動を支援し、取引の拡大につなげる。

## 第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

### 1 希少性果物

鹿児島県内で生産される果物で、以下のいずれかの要件を満たす果物

- (1) 国内の生産量又は流通量が少ない果物であること
- (2) 国内の流通量において外国産は多いが国産は少ない果物であること

### 2 生産者等

農業協同組合、農業者で組織する団体、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体

### 3 販売促進活動

消費地の果物専門店やバイヤー等へのマーケティング調査、商談やイベント等のPR販売活動、これらに使用するPR資材の制作等のほか、希少性果物のブランド化に向けて助言・指導を行うブランディングアドバイザー（以下、「アドバイザー」という）の選定・活用など、希少性果物の販売促進に資する活動

## 第3 事業実施主体

1 事業実施主体は、生産者等のうち次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鹿児島県内に本拠地を有すること。
- (2) 自らが希少性果物を生産・出荷していること。
- (3) 原則として、農業協同組合又は3戸以上の農業者で組織する団体。ただし、次の要件を満たす場合にあっては、3戸に満たない農家で組織する団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体）であっても、事業実施主体として認める。  
ア 事業終了後5年間は引き続き当該団体であると認められること。  
イ 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用していること。

## 第4 事業内容

本事業で実施する事業内容は以下の1～3のとおりとする。なお、原則、全て必須の取組とする。なお、本事業を複数年度にわたって実施する場合は、以下の1～3を各年度に分けた取組も可能とする。

### 1 マーケティング調査

消費地の果物専門店や仲卸業者、バイヤー等に対する調査や消費地会議への参加、査定会等の開催による調査など、希少性果物の評価調査の実施や、アドバイザーの選定・活用による希少性果物のブランド化に向けた取組の実施

### 2 PR販売活動

商談実践や商談会への出展、販売イベントやフェア等の実施又は参加、PR資材等の制作

### 3 販売促進方針の策定

マーケティング調査やPR販売活動に基づき、販売ターゲットや商品コンセプト、販売方法などを定めた「販売促進方針」の策定（見直し含む）

## 第5 採択要件

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標（成果目標の目標年度は事業実施年度（複数年度にわたって実施する場合は最終事業実施年度とする）の翌年度とする）が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 事業実施主体が、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。（実績報告資料として、事業期間中の活動記録・写真、領収書等の証拠書類等を添付すること）
- 4 同一の取組で、既に国等から補助金の交付を受けていない若しくは採択が決定していないこと。

## 第6 事業実施期間

この事業は、事業実施計画が承認された年度の交付決定日以降に実施することとし、補助金の支払いは当該年度の3月末までに完了することとする。

また、複数年度（最大3年間。最終事業実施年度は令和6年度とする）での取組も可能とし、その場合は、各年度ごとに事業実施計画の承認を受けることとする。

## 第7 補助対象経費

この事業の補助対象経費は下表のとおりとする。

区 分	内 容
旅費	本事業を実施するために直接必要な調査、研修、検討会のための経費や、専門的知識の提供等を依頼した外部専門家等に支払う経費
借上費	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる会場借料にかかる経費や栽培実証、産地拡大、新商品の開発等に必要な機材、ほ場等の借上げ経費
謝金	本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な新商品の開発や分析等に使用する原材料等や、検討会の開催、事業の執行事務等に使用する物品にかかる経費
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料（パンフレットやリーフレット、マニュアル等）等の印刷費として支払われる経費
賃金	本事業を事業実施主体が実施するために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費
委託費	本事業の一部分（試作品の製造や新商品開発、パッケージデザインの提案・作成、調査・研究等）を他の者に委託するために必要な経費
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費

※ 以下に掲げる経費は補助対象外とする。

- 1 通常の営業活動のための経費又は、パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費



- 2 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費（希少性果物販売促進活動支援事業交付要綱に基づく事前着手届を提出した場合を除く）
- 3 雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当等
- 4 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 第8 補助率

定額（上限100万円以内／事業実施主体）

※複数年度にわたって事業を実施する場合であっても100万円以内／事業実施主体を上限とする。

## 第9 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画の承認申請

- (1) 事業実施主体は、第4の事業を実施しようとするときは、以下の書類を郵送または電子メールで、知事に提出するものとする。

ア 事業承認申請書（別記第1号様式）

イ 事業実施計画書（別記第2号様式）

- (2) 事業実施計画の知事への提出は、原則として市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の範囲に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長）を経由するものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに知事に提出することができるものとする。

ア 事業実施主体が、都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合

イ その他やむを得ない事情があると知事が認める場合

### 2 審査

知事は提出された事業実施計画について、別表の成果目標基準により事業実施計画ごとに審査を行うとともに、別に定める予算配分基準及び専門家（希少性果物審査委員会）による審査を実施した上で、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。知事は、承認に当たって、必要に応じて事業実施主体に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業実施計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には事業実施計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 申請書類に不備、不足がある場合
- (2) 事業実施主体と連絡が取れない場合
- (3) 事業実施計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、事業実施主体の応答がないと認められる場合
- (4) 事業実施主体の要件に適合しない場合
- (5) 事業実施計画の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業実施計画に実現可能性がないと認められる場合

### 3 事業実施計画の承認

知事は、2の審査終了後、事業実施主体に別記第3号様式にて結果を通知するものとする。

#### 4 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画において、次の各号における変更が生じる場合または計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別記第4号様式に事業実施計画を添付した事業実施計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 事業内容の変更

#### 5 補助金の交付手続き

事業の実施に当たっては、第9の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

- (1) 事業実施主体は、別に定める期日までに、知事に補助金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で知事にその旨を通知するものとする。
- (2) 補助金の実績報告に当たっては、マーケティング調査やPR販売活動の結果を踏まえ、別記第5号様式により販売促進方針を策定し、添付するものとする。

#### 6 手続きに当たっての留意事項

- (1) 事業実施主体は、この要領のほか、鹿児島県補助金等交付規則など、事業に係る例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 事業実施主体は、提出した書類は承認、不承認にかかわらず返却されないことを了知すること。
- (3) 知事は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする。

### 第10 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の事業実施年度（複数年度にわたって実施する場合は最終事業実施年度とする）から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、別記第6号様式により、当該年度の翌年度の7月末までに、第9の1に準じて知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体から事業実施状況の報告を受けた知事は、その内容を点検し、事業実施計画の定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、早期達成に向けた必要な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、事業実施主体に対し、1の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体の事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

### 第11 事業成果の評価等

- 1 事業実施主体は、事業を実施したことによる成果を評価し、その内容について報告書を作成し、別記第6号様式により目標年度の翌年度9月末までに第9の1に準じて知事に報告するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体からの1の規定による事業成果報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されてないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

第12 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（取り扱う県産農産物等を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は令和4年10月12日から施行する。

別表 成果目標基準

成果目標（いずれか一つを選択し）

成果目標メニュー	達成すべき成果目標の内容
(1) 契約取引数の増加	当該品目の契約取引数の増加
(2) 販売量の増加	当該品目に係る販売量の増加

別記第1号様式（第9の1関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事  
塩田 康一 殿

事業実施主体名  
代表者氏名

（元号） 年度希少性果物販売促進活動支援事業（かごしまの食販売促進強化事業）  
の事業実施計画承認申請について

かごしまの食販売促進強化事業のうち希少性果物販売促進活動支援事業実施要領第9の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

別記第2号様式（第9の1関係）

（元号） 年度

希少性果物販売促進活動支援事業実施（変更）計画書

事業実施主体名	
市 町 村 名	
品 目 名	
作 成 年 月 日	



1 現状及び課題

2 産地規模、生産計画等

(1) 現況 ((元号) 年度)

品目名	栽培戸数 (戸)	栽培面積 (a)	販売量 (kg)	単価 (円/kg)	販売額 (千円)	契約 取引数	現在の 主な 販売先

(2) 目標年度 ((元号) 年度)

品目名	栽培戸数 (戸)	栽培面積 (a)	販売量 (kg)	単価 (円/kg)	販売額 (千円)	契約 取引数	想定する 主な 販売先

3 事業全体計画

全体計画 (元号) 年度～年度		(元号) 年度 (1年目)		(元号) 年度 (2年目)		(元号) 年度 (3年目)	
事業内容	事業費 (千円)	事業内容	事業費 (千円)	事業内容	事業費 (千円)	事業内容	事業費 (千円)

(注1) 全体計画欄は各年度で実施予定の事業内容を全て記載する。

(注2) 各年度（1年目，2年目，3年目）欄は，それぞれの年度で実施予定の事業内容のみを記載する。

(注3) 複数の品目で取り組む場合で，品目ごとに事業内容が異なる場合は，表を追加して記載するなど，わかりやすく記載すること。

#### 4 本年度（(元号) 年度）の事業計画概要

(1) 事業内容別の計画												
ア マーケティング調査												
想定するアドバイザー：												
イ PR販売活動												
ウ 販売促進方針の策定												
(2) 事業実施スケジュール												
事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア マーケティング調査												
イ PR販売活動												
ウ 販売促進方針の策定												
(3) 事業推進体制図												

(注1) 事業スケジュールは事業内容別の実施予定時期を記載すること。

(注2) 事業推進体制図については、事業実施主体と関係する組織・団体（契約販売先、県、市町村、JA等）との関係（契約販売・支援等）を図示すること。

5 本年度（(元号) 年度）の事業実施内容等

事業内容	事業量	単価 (円)	事業費 (円)	負担区分 (円)	
				県	その他
1 マーケティング調査					
2 PR販売活動					
3 販売促進方針の策定					
小 計 (税抜き)					
消 費 税					
合 計 (税込み)					

6 成果目標 (いずれか一つを選択)

成果目標メニュー	成果目標の具体的な内容	現況		目標年度	
		(元号)	年度	(元号)	年度
(1) 契約取引数の増加					
(2) 販売数量の増加					

連絡先

所 属：  
担 当 者：  
T E L：  
F A X：  
E - m a i l：

<添付資料>

- 1 事業実施主体の規約等（定款，登記事項証明書，任意組合の場合は組合規約等）
- 2 構成員名簿（氏名，住所，品目，面積等）
- 3 消費税課税事業者届出書（任意組合の場合は個人ごとに提出すること）
- 4 本事業で取り組む果物の栽培暦，出荷規格，直近年の販売実績等
- 5 本事業で取り組む果物の写真（園地，果実等）
- 6 その他参考となる資料（本事業取組前のマーケティング調査・PR実績等）

別記第3号様式（第9の3関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事  
塩田 康一

印

（元号）年度希少性果物販売促進活動支援事業（かごしまの食販売促進強化事業）  
の事業実施（変更）計画の承認について

（元号）年 月 日付け第 号で申請のあった（元号）年度希少性果物販売促進  
活動支援事業の事業実施計画について、承認します。

記

事業実施主体名



別記第4号様式（第9の4関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事  
塩田 康一 殿

事業実施主体名  
代表者氏名

（元号）年度希少性果物販売促進活動支援事業（かごしまの食販売促進強化事業）  
の事業実施計画変更承認申請について

希少性果物販売促進活動支援事業実施要領第9の4の規定に基づき、関係書類を添えて  
変更承認申請します。

（変更の理由）

（元号） 年度

希少性果物販売促進活動支援事業  
販売促進方針

事業実施主体名	
市 町 村 名	
品 目 名	
作 成 年 月 日	

マーケティング調査やPR販売促進活動結果を踏まえ、当該果物の特徴や現状と課題、そこから見える当該品目の「強み」と「弱み」、今後の取組の方向性や目標等を記載すること。

1 特徴について

2 現状と課題について

3 強みと弱みについて

強み	弱み

4 方向性と目標について

5 目標達成に向けた取組内容について

別記第6号様式（第10、第11関係）

希少性果物販売促進活動支援事業実施状況報告書及び評価報告書

事業実施年度														
市町村名	事業実施 主体名	成果目標	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	事業内容	事業費 (円)	負担区分(円)		完了年 月日	事業実施主体の評価	備考
			現況値 (△△年 度)	1年後(□ □年度)	目標値(○ ○年度)	達成率				補助金	その他			

(注)必要に応じて成果の根拠となる資料などを添付すること。